第１号様式(第５条関係)

（表面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 　　　　年　　月　　日 | 第　　　　号 |  |

水洗便所改造資金助成交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 　　高知市上下水道事業管理者　様 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　水洗便所改造に要する費用について助成を受けたいので，高知市水洗便所改造資金助成要綱 　第５条の規定に基づき，関係書類を添えて申請します。 |  |
| 工事見積書 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 工事予定地 |  高知市　　　　　町　　　　　丁目　　　　　番（地）　　　　　号 |
| 工事施工業者 |  |
| 改造する家屋の所有者 | 　　　　　　　　　　　　　　　（申請者との続柄　　　　　　　） |
| 改造工事施工承諾書 　私の所有する建物について，上記のとおり既設の便所を水洗便所に改造することを承諾します。 　　　　　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  ※　以下の欄には記入しないでください。 |
|  |  　　　制　度　の　名　称 |  　　 |  　 |
|  ※ 　助成制度等 |  有・無 |  |  |  　　　　　　　　　円 |
|  ※　当　課 |  　 |  |  　　　　　　　　千円 |
|  ※受益者負担金 |  通知書番号 |  滞　納 |   |
| ※竣工検査後の　工事費精算額 | 円 | 助　成予定額 | 千円 | 助　成確定額 | 千円 |
|  備　考 |
|  |  |

（裏面）

水洗便所改造資金助成交付の条件，その他

１　対　　象……自己又は世帯員が所有する一戸建ての住宅において，既設の便所（くみ取り式及び浄化槽を使用した便所をいう。）を水洗便所（公共下水道に接続されたものに限る。）に改造するため，便器，洗浄用具又はこれに伴う給排水管等を新設及びその改造に要する費用とする。

２　助成の交付を受けることができる者の要件

　⑴　下水道処理区域内において当該建物を所有する者及び所有者の三親等内の親族に係る世帯員のみが居住する専用住宅であること。

　⑵　居住者全員の市町村民税が非課税であること。

　⑶　市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないもの又は生活保護法による被保護者である者

　⑷　申請の日が，当該家屋が所在する処理区域について法第９条第２項において準用する同条第１項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から起算して３年を経過する日までの期間（当該経過する日が受付期間でない場合には，翌受付期間の初月の末日までの期間）の家屋であること。

３　助成の額………水洗便所改造に要する費用の65％の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）又は26万円のうちいずれか低い方の金額を限度とする。

４　助成（変更）の交付決定通知……この申請について内容を審査し，助成の可否を申請人に通知する。

５　工事の施工………助成の交付決定の通知を受けた者は，所定の手続をとり，通知の日から90日以内に工事を完了し，所定の期限内にしゅん工届を提出して，検査を受けなければならない。

６　工事の中止等……工事を中止し，又は廃止しようとするときは，直ちにその旨を届け出なければならない。

７　工事の変更………工事の内容を変更（改造に要する費用に変更がないものを除く。）しようとするときは，管理者の承認を受けなければならない。

８　助成（変更）の交付

決定の取消し及び返還……助成事業者又はその世帯員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，助成の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。既に助成金を交付しているときは，その交付額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

　⑴　助成の交付を受けることができる者の要件を満たさなくなったとき。

　⑵　助成の交付決定の通知の日から90日以内に，正当な理由がなく工事を完了させなかったとき。

　⑶　工事を中止し，廃止し，又は変更したとき。

　⑷　偽りその他の不正の手段により交付決定を受けたとき。

　⑸　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに該当するとき。

９　添付書類

　⑴　水洗便所改造工事計画書及び工事見積書（排水設備申請書の提出をもって代えることができる。）

　⑵　全居住者の非課税である納税証明書（官公庁提出用）

　⑶　生活保護世帯に該当する者にあっては，これを証明する書類

　⑷　全居住者の住民票

　⑸　対象家屋の登記事項証明書

　⑹　施工前写真

　⑺　その他管理者が必要と認めるもの